年 月 日

(宛先) 保健所長

住所

事業者 氏名

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称又は代表者の氏名 TEL

秋田県環境保全センターの使用許可について(申請)

次のとおり秋田県環境保全センターの使用の許可を受けたいので、秋田県環境保全センター管理規則第5条の規定により 申請します。

しまり。								
1. 使用期間	年	月 日	から	年	月	日;	まで	
2. 排出事業所の業種		(収集	運搬	中間処理) 3. 排出形態 継続/スポット				
4. 排出事業所名称								
5. 事業所所在地	TEL							
6. 搬入する産業廃棄物の種類及び搬入上限量(トン/年)								
種 類	量(トン/年)	荷姿		種 類		量	(トン/年)	荷姿
□燃え殻				□繊維くず				
□無機汚泥				□木くず				
□鉱さい				金属くず				
□ダスト類[ばいじん]				□ガラス・陶磁器くず等				
□有機汚泥(80%以下)				口がれき類				
□有機汚泥(80%超)				□廃石膏ボード				
□廃プラスチック類				□廃石綿等(特管物)				
□ゴムくず				□廃発泡スチロール				
 □紙〈ず				□石綿含有産業廃棄物			有	無
7. 運搬の委託	有	無		搬入上限量計	(トン/年)			
8. 運搬受託者								
住所・氏名(法人にあっては、								
名称及び代表者氏名)								
9. 搬入車両番号	□ 収集運搬	業者の登録車両	両					

- 備考 1 押印を省略する場合は、申請書作成者の住所、連絡先電話番号、メールアドレス (法人にあっては、代表者氏名のほか、責任者・担当者それぞれの所属、職 氏名、連絡先、メールアドレス) など、文書の真正性を担保する情報を、申請書の余白等に記載すること (必要な情報が網羅されていれば、名刺や送付状等の 提出、電子メール本文への記載でも可とする。)。
- 備考2 搬入車両の自動車検査証の写し(電子化されたものは、自動車検査証記録事項)を添付してください(産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合は添付不要)。
- 備考3 鉱さい、燃え殻、汚泥(石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものを除く。)等の有害物質が含まれる可能性のある廃棄物にあっては、安定無害であることを 証明する書類を添付してください。
- 備考4 他の廃棄物の混合等により支障が生ずる場合やその廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項がある場合は、廃棄物データシート等を添付してください。
- 備考5 産業廃棄物の運搬を委託する場合は、受託業者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和45年政令第300号)第6条の2第4項の規定による委託契 約書(又は仮契約書等)の写しを添付してください。
- 備考6 事業所の業種が産業廃棄物処理業のときは収集運搬、中間処理の区別を記載し、秋田市内に事業所が所在する中間処理にあっては、直近に閉鎖した廃棄物の 処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第17項に規定する帳簿又は前年度の処分実績報告書の写しを添付してください。
- 備考7 中間処理産業廃棄物の搬入上限量の合計が1,000トン/年以上の場合は、最終処分量の減量化に関する計画書を添付してください。
- 備考8 IS014001又はエコアクション21等の認証を取得している場合は認定証の写し、電子マニフェストを使用する場合は加入証の写しを添付してください。